

「RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時：平成22年6月28日(月) 18:00～19:30

場 所：栗東市中央公民館 第3会議室

出席者：(環境省) 荒木適正処理・不法投棄対策室長、近藤環境専門官、日浦事務官

(滋賀県) 正木部長、上山管理監、岡治室長、中村主席参事、井口室長補佐、卯田主幹、木村副主幹、平井副主幹、鵜飼副主幹、秦主査

(栗東市) 乾沢部長、竹内課長、太田主幹

(連絡会) 赤坂、小野、上向、北尾団地、中浮気団地、日吉が丘、栗東コ-ハイツの各自治会から計21名

(傍聴者) 5名

(県会議員) 九里議員

(市会議員) 井之口議員、太田議員、北野議員、久徳議員、國松議員、田村議員、林議員、藤田議員

(マスコミ) 読売新聞、京都新聞、中日新聞、滋賀報知新聞

(出席者数 55名)

1. あいさつ

室長(滋賀県): 皆さま、ご参集いただきましてありがとうございます。ただいまから、RD 事案に関します意見交換会、本日は環境省からおいでいただいたの意見交換会を始めさせていただきます。意見交換会を始めるにあたりまして、県の琵琶湖環境部の正木部長からごあいさつを申し上げます。

部長(滋賀県): 皆さんこんばんは。大変お疲れのなかをお集まりいただきまして、感謝申し上げます次第でございます。また、去る17日、20日には、調査にご理解をたまわりまして、心より感謝申し上げます次第でございます。

今現在、県のほうでは早急に調査に取りかけられるように諸準備を進めているところです。私自身も皆さま方からご意見のありました元従業員の証言等々、やはりボーリング調査となればそれも有力な証拠だというふうに思っておりまして、私自身も、書いたものはいっぱいあるんですが、実際にぜひお会いして一回聞いてみようということもさせていただいている次第であります。とにかく、精力的に取り組を進めさせていただきたいと思っております。

今日は、今、説明がありましたように、環境省から、荒木室長、近藤環境専門

官、それから日浦事務官にわざわざお越しいただいております。荒木室長はこの7月で異動され、隣の大阪府に出向されるとのことでございます。そういうわけで、大変お忙しい中をお越しいただいた次第でございます。

ぜひ、今日の意見交換会が有意義なものになればと思っておりますので、よろしく願い申し上げまして、冒頭にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

室長（滋賀県）：ありがとうございます。ご同意をいただきましたが、今後いろいろと詰めていくためにお話し合いをさせていただくということでございます。まずは、以前よりお話のございましたように環境省からおいでいただきまして、このような場をもたせていただくこととなりました。

では、さきほど部長からお名前を申し上げましたが、改めまして、環境省の方々をご紹介させていただきます。

環境省廃棄物リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室長の荒木様でございます。同じく環境専門官の近藤様でございます。同じく環境事務官の日浦様でございます。大変お忙しい中おいでいただきまして、誠にありがとうございます。

環境省の方々、本日東京にお帰りいただくということがございまして、この意見交換会は7時半に終了し、8時前に草津駅で電車にお乗りいただくということになっております。7時半にはこの意見交換会を終わらせていただくということになりますので、予めご了承をお願いいたします。

また、本日はRD周辺の7つの自治会の方々との意見交換会でございますので、傍聴の皆さまからの発言はお受けさせていただかないということで進めさせていただきますので、予めご理解をお願いいたします。

環境省の皆さまには、今までの周辺の自治会との話し合いの内容も含めまして、これまでから資料をすべてお渡しさせていただいておりますので、地元の皆さまからのいろんなご要望につきましては、十分ご理解いただいているところでございます。今後、引き続き県と協議を進めるわけでございますけれども、今後、進める中で課題となるであろう事項につきましてコメントをいただきたいと考えております。また、コメントをいただいた後、質疑と意見交換の時間をとらせていただくということで進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは荒木室長、よろしく願いいたします。

荒木室長（環境省）：皆さん、本当にお忙しいところお時間をいただきましてありがとうございます。

また、先ほど今日は戻らなければいけないとご説明がありましたが、明日は朝から打ち合わせなどがありますので、時間を切らせていただきまして恐縮でござ

います。立っておしゃべりするのもあれなので座らせていただいて、皆さま方もご着席のままでご質問等をたまわればと思っております。

とりあえず、私のほうから最初に、これまでの皆さま方の見解等の資料なども見せていただきまして少し思うところをお話させていただいた上で、後は逆に皆さま方からご質問をいただいて、これはぜひ環境省に訊きたいというのがあれば、それに対してお答えする形でできるだけ時間をとらせていただこうかと思っておりますので、最初にちょっとお時間をいただきたいと思います。

昨年の11月に副大臣ともどもこちらのほうにおじゃまさせていただいて以降、既に半年が過ぎてしまった、時間としても相当過ぎてしまったという思いではありますが、なんとか1歩でも2歩でも動いてきたのかなとも思っております。

その間、いろいろと調整をさせていただいている中で、若干、私として少し気になるといいますか、整理をしておかないといけないのかなという一番大きなところから入りたいと思うのですが、今回、皆さん方がご同意いただいたこの調査ですけれども、私としては大きく2つの目的があると思っております。

1つは、どういう対策工法が選ばれるにしても、できるだけ「有害物」を取っておくというのは誰にとってもメリットのある話であります。既にご承知かもしれませんが、全国でいろんな事案があります。お隣の県でもいろいろと悩んでいる事案もあります。いずれにしても、結局、最終的にできるだけ有害物を取ってしまわないと、封じ込めという方法であっても、後の事後管理にいろいろ時間がかかってしまう。行政の側にとってもできるだけ取った方がいいに決まっているわけです。ただ一方で、では100%取れるかということそれはあり得ないです。皆さま方のご懸念のとおり、全部見つかるのか、ということそれはあり得ない。それは全量撤去をして、全部の分析をしていかないとそれは無理である。そこもまた事実かなと思っております、その中でどこまでできるのかということところがまず第一です。

ただ、今回の調査は、その意味では、かなりの本数ボーリングしていただだけそうな予算を県のほうで確保いただいたと思っております。これ自体の皆さま方の評価はわかりませんが、予算的にもボーリングの頻度的にも、他の事案と比べると、これはかなりやっていた数だと思います。これは、他の事案といえますのは、この特措法という世界で、全国12、今ありますけれども、その中でもかなり量としては多いとさせていただいてこれは間違いありません。これは我々がこれまで見てきた中で、これぐらいの頻度でボーリングをするというのはかなりやっていると、もちろん全量撤去という選択肢をとれば別の話ですけれども、少なくとも封じ込めという選択肢をとられた自治体さんでやられた本数よりは、はるかに面的には多いとさせていただいていいと思います。ですから、そこはある程度、ご評価をしてあげていいと思っております。

そういう中で有害物をこれから探していかれると。で、我々から見ても、県から見ても、やっぱり見つかるに越したことはないので、そこに関しては皆さま方の知識とか、これまでのいろんな証言も含めて、ここが心配というところがあれば、事前にそこをおっしゃっていただければ、そこをやっていけばいいと。ただ、効率性もありますから、あんまり一ヶ所に何本もやって他はやってないというわけにもいかないなので、そのバランスはぜひご検討いただければ、と思っております。

で、これが一つめの目的なのですが、実は私は今回の調査の目的、もう一つ大きな目的があるのと考えています。これまでずっとこの1、2年の間、この事案に関わらせていただきましたけれども、ここに何度かおじゃまして、一番感じているのは、たぶん行政の側と皆さま方の間で一番ギャップがあると思うのは、我々もよくわからない部分があるのですけれども、それは、今のこの事案の汚染の実態はどうなんだ、ということです。

これは、こういった意見交換の場でもどなたかからたぶんそういうご意見をいただいたと思うのですけれども、事案は刻一刻と変化しています。いい意味でも悪い意味でも、10年も経ってしまえば、それはある意味で薄まってる可能性もあります。それはもうほんとにしょうがない事実です。止めてないですから広がっていつてしまう可能性もある。とにかく今、現時点でいったいどういう状況になっているのかと、これを調査するという意味でも今回とても重要な調査だと思っております、今までなんとかずっと県がやってきていた、ある時期ちょっと集中的にやっていたという過去のデータはあるのですが、まさに今、どういう状態になっていて、どこがどのくらい汚染されているのか、これもできるだけ今回の調査の中で把握できて、それである意味で皆さま方と行政の間で共有ができるというのが、たぶん議論のスタートだろうと思っておりますので、もちろんそれにも限界はありますけれども、ある程度、新しい情報でもって、今の区域はどういう状況になっているのかというのを間接的にしろ把握できるのが一番。で、間接的と言ったのは何かというと、当然、一番懸念されている地下水の汚染の実態だろうと思えますし、例えば地下水以外に、途中の浸透水なり間隙水が取れるのであればそれもやればいと思うんですけれども、とにかく汚染の状況がどうかということです。できれば、地下水で流向をある程度把握できていて、例えば上流域から下流域にどういう状況で汚染が広がってしまっているのか、あるいは広がっていないのか、あるいは今そういうことが懸念される場所の状況がどう変わったのか、それから、周辺をずっとモニタリングしていただいているはずなので、それが時系列でどう変わってきたのか、ということを一回総括していただく時期だろうと思っておりますので、それも今回の調査と併せてできればいいなと思っております、そのような形での助言を我々からさせていただきます。

結果として、それも含めた調査になってるかなと理解しておりますので、その2つを大きな目的として調査が進めばいいなと考えております。これは大きな部分としての私のほうからの感想というか、助言を含めての思いであります。

それ以外にいくつか、県のこれまでの皆さま方との合意の部分と、まだ合意をしていなくて協議の最中だという部分の資料をいただきました。それを見て、いくつか気になるところだけピックアップして、私どもの思うところを少しお話できればと思っております。

1つ、これもなかなかお答えしにくいことだろうと思うのですが、含有量基準を調査しているものをどうするのか、ということに関してずっとご質問をいただいている部分があります。これは最後は対策工法をどうされるかに依ってしまう部分もあるので、今この時点でこうせよとかこうすべきだということではないのかもしれませんが、仮にもし、将来的に封じ込めをするという方法を選択されたとすれば、含有量基準というのは、ある意味封じ込めのときにどうしてもでてくるものです。ですから、ほかの事案で言えば、表層覆土で溶出量を止めるのは難しいのですが、含有量というのは、表層を一定量覆土をすることで、ある意味では抑えられるものでもある。もちろん含有量と溶出量は別のもので、含有量基準を超えていて、同じものが溶出量基準も超えていれば、それはまったく別の扱いですけれども、含有量基準だけを超えているということであれば、例えば土壌の世界で言えば、直接摂取するようなルートさえ遮断すれば、それはある程度封じ込められる。これはまあ一つの事実ですが、ただそれは、将来の対策工の中で、どういう選択をされるかによって影響しますし、封じ込められているという状態がどうなのかという技術的な検討もしておく必要があるだろうと思っております。ちょっとそこの判断は先においておくしかないのかなと思っております。しかしながら、我々もいったいどういう形なのかというのがまだ明確には見えてませんから、そこも含めて整理をしたらいいのかなと思っております。

それから今回、土壌ガス調査をやれというご意見に対して、県もできるだけやりますという話でありましたけれども、これはボーリングをするための場所選定としてはとても有効なものだと思っておりますから、できるだけ効率的、効果的な場所選定のためにはこのガス調査というのは結構有効だと思っております。ただ、すべてがガスで検出できるかどうか、それはわかりませんが、一つの選択としてはあるのかなと、そういう利用をしていただければなと思っております。

あと、たぶん最後まできれいにはいかないと思うのが、何が「有害物」なのか、ということだと思います。とりあえず県では、まずは特管物相当以上のものがあれば取りますということでありまして、では基準値、いわゆる環境基準レベル、溶出量の基準を超えたものはどうするのかというご意見があり、私どもの方から前回示させていただいたのは、固まってあるのならそれは取るべきではないかと

いう話をさせていただきました。それ以外に、皆さま方の中で、これが「有害物」だと思っているのだけど、ということがあれば、これはできるだけ整理をしていただいて、具体的に、県にご要望なりこう考えているというのを言っていただいたほうが良いと思います。文書上に、生活環境に影響があるような有害物、と言われても、たぶん行政側が答えるのは、それは溶出量基準を超えているものですか、という話になりますから、もし具体的にそれとは違うものがあって、ご懸念のものがあるのであれば、それはきちっとご提示をしておいていただいたほうが、以後、話はうまくいくのかなと思っておりますので。意外にこの定義というのは、行政との間では揉める原因となりますので、そこは抽象論ではなくて、こういうものについてこう思ってるんだけど、と、ぜひそこは明確にさせていただければと思います。

ですから、今のところはたぶん基準項目がある、それで、例えば溶出量基準を超えてるんだ、という一つの目安がありますから、それ以外に気になる部分があれば、それはご提示をしておいていただいたほうが良いと感じているところでございます。

それから、分析に関しても、皆さまのご要望に県の方もできるだけお応えするという事で、たぶんご回答されているんだろうと思いますけれども、ただ、その分析自体は何を目的にやっているのかというのはぜひ明確にしていけないといけないと思います。我々もそんなに専門家じゃありませんから、専門家の意見を訊かなきゃいけない部分もあると思いますけれども、そこはよく相談していただければと思うんですが、何を目的に分析をしているんだということだけは、お互い理解をしておかないとずれてしまう。例えば行政のほうは溶出量を見るんだから溶出量の基準の分析しかしないということになって、いや、こういう懸念があるからこういうこともやっておきたいというのであれば、そこは分析の方法に関してもこういう目的、こういう懸念があるからこれもやっていきたいということの整理は必要かなと。これは何を言っているかということと実は全量試験の部分だと思っています。これは何を目的にやるのだということをも明確にしたうえでやらないと、結果は出たけれども扱いに困ってしまうという話になるかもしれない。つまり溶出量というのは一つの目安ですから、これは地下水に溶け込んで、帯水層を経由して区域外に出る可能性があるのを調べてますけど、では全量調査というのは何の懸念に対してやっているのかということとは、ある程度専門家のご相談をいただきながらやっていけないといけないのかなと思っています。ですから、必要があるものはやれば良い話ですし、目的がよくわからないけれどもやる、というのは結構しんどい可能性もありますから、その整理をしておく必要があると感じてます。

それからあと、皆さんからたくさん意見があってまだ協議中というものに、

検討委員会についてのご意見がたくさんあったかと思います。これについて私どもの方からご助言をさせていただいたのは、この検討委員会は、あまり何かを決めていただくという場にしないほうがいいと思っているということです。これは実は他の事案でもあるのですけれども、ここで何かを決めるという場にしてしまうと、行政じゃない立場からみると、行政はそれを使って、あの検討委員会でこう決められたからできません、というふうに使われかねない部分もあるし、逆のこともあるのですね。私なんかは、他の事案を見ていると、できればここは専門家だけの場で、皆さま方から専門家に相談をしていただく場、行政の立場から見れば助言をいただく場にしたいほうがいいと思います。もちろん、皆さま方から推薦される専門家がいても全然おかしくないですから、それはご推薦いただければいいと思うんですが、そこに専門家じゃない人間が入っていくと、どうも別のことを考えてしまう。あくまでも専門的なものを助言いただく場にしたいほうが、話としてはうまくいくのではないかな、というのが、我々のほうの立場での助言です。

ですから、最後の話は皆さま方と県のほうとの調整になりますけれども、他の事案を見ておきますと、そこはきちっと線を引いたほうが、話としてはわかりやすいと思っておりまして、そこは一つの判断としてそういうやり方がある。ただ、そのときももちろん公開でやるべきですし、住民の意見もその場で表明できるような場、というのは当然なんですけれども、あくまでそこにいる専門の先生方は専門の先生方なんだ、なおかつ、そこで決めるのではなくて、決めるのは住民の側と県の方とで協議されればいいと。そこで何か判断まで言おうというふうにはなるべくしないほうが後々の検討にはいいのかなというふうに感じているところでございます。

それからもう一つ、これは昨年11月以降、こちらのほうにおじゃまさせていただいて意見交換をした際にも必ずご質問いただいておりますけれども、もともとは不適正に廃棄物が投棄された場所ですので、もともと量としてもここまでしか埋めてはだめだったのに、それにプラスしてやっていたと。だからプラスしているものはまず撤去すべきじゃないかと、こういうご意見がずっとあったかと思えます。

これは他の事案でもよくあるんですけれども、不適正に投棄されたんだから、不適正に投棄された部分についてはそれを改善させるべきじゃないのかという意見は出ます。それで、当然行政の側も、行為者に対して、法律に基づいて改善命令というのをかけられるスキームはあるのですが、それはもっと前の段階の話なのです。

改善命令は当然、元に戻しなさいという命令をかけますから、許可をされていないものは取り除けと、こういう話をします。ただ、これはもっと前の段階であ

りまして、この栗東の事案も含めて多くの問題は、もはや改善命令の段階を過ぎて、行為者に対して措置命令をかけられたものであり、それに対しても、もうお金がない、できないと。もうバンザイしましたと。で、最後は行政が代執行しなくては行けないと、こうなった。では行政がしなければならないのは何かというと、それは原状回復、元に戻すことではなくて、生活環境保全上の支障を除去等すること、それも区域の外に出さないようにすること、と一義的にまずとらえま
すから、そこの整理だけはしておいておかれたほうがいい。だからどうだという話ではないです。目的が違っているということ。元に戻すということではなくて、もうこれ以上区域の外に汚染を広げない措置を行政がとりあえず採ると。ですから、他の事案でも住民の方は非常に悩まれながらも最後にご決断いただいているということもあります。本当にこれ封じ込めをしていつまでどうなるのだとご心配されている事案もたくさんあります。でも、それでもやはり区域の外に出さないようにするために、例えば周りに全部遮水壁を打っている事案もあります。もちろん全量撤去をされている事案もあります。それは最終的には県が住民とのお話の中で判断されたものではありますけれども、少なくとも、我々が行政代執行に対して支援をするスキームというのは、何度もご説明しているように、そこは「生活環境保全上の支障の除去等」ということで必要な範囲があります。もちろんそこはあまりぎりぎりと言うつもりはありませんけれども、あまりにかけ離れたところまでいくと、それはなかなか支援はできません。だからといってやれないとかやるという話ではなくて、もちろんその外でも、行政の方が、ここはやはり皆さんとの話の中で、たとえ国からの支援がなくてもやりますという判断があったとすればいいのですが、それは現実の問題としてお金がいっぱいかかりますので、そこはそんなに期待できる世界ではないかもしれません。

ですから、そこの部分はぜひ整理をしていただいて、今、目標としているのは、「有害物」をとにかくできるだけ見つけて、それを除いておこうと。それをまず一つしてもらって、だから、不適正にされた分を全部取らないといけないというものとはちょっと別にとらえていただいて、お考えいただいたほうがいいのかなと思っています。

これは少し皆さん方のご意見を見て、協議中のところで感じたところでございます。

ともかく、細かい話はまたご質問に対してお答えをさせていただくほうがたぶんいいと思うのですが、とにかく、調査の中で、ボーリングというのは、皆さんが懸念されているように100%見つけられるような方法ではないのかもしれない。当然何mメッシュでやりますから、ボーリングが1mずれたら、もしかしたら拾わないかもしれない。これはもうボーリングの限界であります。100%除こうと思うのだったら全部撤去する以外にはない。ただ一方で、ボーリ

ングをするというのは非常に効果的な方法ではありません。それで、皆さんぜひそれを効果的に使っていただきたい。せっかく何本も打てるのであれば、ここをやったらいいいという場所はぜひご意見いただいて、ここはぜひ集中的にやったらいいいと思います。仮に、ご意見の中で、ここは本当に確かな情報として埋められたということがわかっているということであれば、その部分は、調査の方法として、ボーリングに代えて掘削して見つけに行くというのがあってもいいのかもしれませんが、ただ、これも限界があると思うのです。全部掘れと言ったってそれはあり得ないですから、このエリアだけは、ボーリングじゃなくて少し掘って見つけてくれないかということがあってもいいのかもしれない。ただこれは、調査の中でやるのはしんどいかもかもしれません。というのはなぜかということ、すごくお金がかかります。で、何にかかるかということ、掘ることにかかるというよりも処理にかかる。掘ったあとのゴミは、我々環境省の立場は、それを戻していいとは言っていないのです。当然、分析をして、ゴミの部分は当然区域外で適切に処理してくださいといっています。もちろん、汚れてない土の部分は埋戻し材として使ってもいいですけども、結構穴が空いてしまいますから、またきれいなもので埋めるしかない。で、埋めるのがどうかということもその先の対策工の検討になりますから、そこはまた考えないといけない。そうすると結構これは厄介で、時間もかかる話になってしまう。ちょっと掘るならいいんですけども、かなり深く掘るのであれば、それ自体はおそらく対策の中でやっていかないとしんどいだろうなと思っていますから、ボーリングをした上での次のステップとして、もし皆さんがここだけは掘れというのであれば掘ることはできても、処理まではどちらにせよできないでしょうから、掘ったあと置いておく場所も要りますから、そこをうまくご検討いただいて、できるところは調査の中でやってもいいですけども、すべての処理はやはり対策の中でやらないとしんどいかもかもしれないということだけは、ちょっとご理解をいただいたほうがいいかもしれない。

我々もボーリングだけで100%見つけられるとは思っていません。また、今の実態として、どれぐらい地下水が汚れているかもちょっと見えなくなっています。ですから、どこか、もしかしたらまだまだ汚染源があるかもしれないという結果が地下水調査などで出るかもしれない。それはやはり県のほうでも心配ですから、なんとか原因を見つけたいという思いは同じなので、ぜひ、その思いは同じなんだということをもとにできるだけ共有していただいて、一緒にここをきちんと見ましようということをやしてほしいわけです。

ただ、一つだけ気になるのは、この事案というのはやはり長く時間がかかってますので、皆さんがご懸念されているとおり、かなり出てしまっているものは出てしまっているかもしれません。これはいい意味でも悪い意味でも、時間がかかっているということは少しずつでも帯水層を經由して地下水汚染が外に拡散して

いる可能性はあります。ですから、もしかしたら昔よりも薄まっているかもしれませんが、で、そういう実態の中で、どう、この区域からこれ以上出さないように止めるのかということだろうと思いますし、将来的にここを安定した状態にするためにはできるだけ取っておいたほうがいいに決まっている。それは周りを囲もうが何しようが、そのほうがいい。そこはこれから先、対策工の中でご検討いただければいい話だろうと思います。

私から申し上げるのは、そういうところはぜひご理解をいただいて、ぜひその部分は若干でも歩み寄っていただいて検討いただければ、と思っています。

私の話はここで一回止めていただいて、この部分以外に不足のところがあれば、まず環境省の方にお訊きになりたいことがあれば、ぜひご質問いただいております。

室長（滋賀県）：ありがとうございます。それではせっかくの機会でございますので、ご質問がございましたら、お受けをいただくということでございますので、よろしくお願い致します。いかがでしょうか。

住民： の と申しますけれども、遠いところありがとうございました。今のお話を聞いて一つ疑問に思ったんですけれども、10年経って、もう外に出てるかもしれないとおっしゃっている。ということは、出ちゃったらどうするのかなあとということで、今回の調査は、処分場内だけですよね。処分場外に流れてしまった有害物の調査と対策というのは、今回全く県の計画に入っていないんですけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

荒木室長（環境省）：そこは、他の全国の別の事案でもですね、結構悩ましいところではあるのです。そこで、何ができるかという、たぶん今、唯一できることは、地下水の濃度をまず見るしかないので、まずモニタリングはしなければいけない。当然、今、どこがどのくらいのレベルで地下水から検出されているか、それを見ないと話にならない。そこからスタートします。もし基準値を超えてないのであれば、それは不幸中の幸いかもしれない。ただ、どこか超えている部分が区域の外にあるとすれば、唯一できることは、それはあんまり離れていればもう難しいかもしれませんが、よくあるのは、水処理施設を持っているような事案があるとすると、そのものを引いて一緒に処理をするというのはあります。例えば区域の近くに井戸があって、そこで結構基準を超えて地下水が見られたと。それは一緒に引いて水処理をしていただくという選択肢はあるかもしれない。それがたぶん、今まで私が全国いろいろ見て、現実に行われている方法だろうと思います。それ以外は、

今のところこういう方法がいいというのは聞こえてきませんが、それがたぶん現実採れる方法ではないかと思えます。

住民：今、お訊きしているのは技術的な問題ではなくて、むしろ法的な問題、責任の問題なんですけれども、従来この事案では処分場内は滋賀県、処分場外は栗東市という役割分担をしながら、処分場外の汚染については栗東市がずっと責任を持って調査をしてきたということがあります。この問題、原因は明らかに処分場であるということになるならば、処分場外の地下水汚染の対策も県の責任になるんでしょうか。それと特措法の予算は処分場外の汚染の除去にも使えるんでしょうか、その点をお訊きしたいですけれども。

荒木室長（環境省）：まず責任の所在をどうこうというのはですね、他の事案もそうですけれども、産廃特措法の中で、各自治体さんの責任がどうこういう形で、行政検証などでもやらせてもらってますけれども、別に法的にどの事案でもどここの県の誰かが法に違反をしてやってるという話にはもちろんなっていません。それはよくご承知だと思います。ですから、そういう責任がどうだということも、行政が何について代執行するのだという話は当然ありますから、それで、今言ったみたいに外に対してどのくらい汚染が広がってるのかとも見なきゃいけないですけれども、やれることはやったらいいと思いますし、当然、今、実施計画の区域がどこと決まってるわけではないですから、さっき言った、ちょっと染み出して数メートル外にある井戸について、まだここは地下水が検出されてる濃度が高いというのであれば、その区域まで入れたらいい話ですから、そこについて我々ギリギリと、「いやこの区域はもう決まってるからここだけ」というつもりはありません。ただ、本当に広がってしまったものについてですね、やる術があるかということ、ほとんど技術的にも現実にも不可能ですし、そこはもう本当に良いか悪いかは別にしてですね、自然の力にお任せする以外にないような事案も外にありますから、そこはもう皆さん、ご理解いただくしかないと思います。その責任論というよりも、今言った現実に取り入れる方法は、今言ったようなことはあり得ますから、県の今回の実施計画の中で、多少染み出ているところの井戸についても入れ込んでもらって、その中で計画案を出していただければいいと思います。それは支援は可能であると思えます。

住民：わかりました。ありがとうございます。

住民：さきほど、溶出試験で判断というのがありましたね。中性の水で6時間

浸けとくだけです。そうですね、説明は。それで鉛が出ますか？出ないでしょう。あの処分場で、浸透水で610倍、基準の610倍超え、590倍超え、そういうのがあるわけですよ。ということは当然溶けるという要素があるわけですよね。素因があるわけですよ。ところがね、この溶出試験だけでやったら当然出ない、溶け出ない、そしたらそのままにされる。ところが、あそこの処分場というのは、深掘りしているわけです。地下水に通じてる、水がいつも浸かった状態、その浸かった状態の中に有害なものが投棄されてるわけです。ということは、長期にわたっては溶け出してくる、これは当たり前のことですね。だから590倍だとか610倍だとか、これ出てるわけですよ。それをね、溶出だけでいくんだということは、とてもじゃないけど納得できないです。将来にわたって、ずっと出続けるということが懸念されます。今はだって、だいたい100～150ミリグラムくらい、キログラムあたり、出てますね、平均したら。それを単純計算したら100ミリくらいでも、あの処分場、全体で43トンですよ、鉛があるのは。そして150ミリグラムだったら65トンですよ。そんな鉛があるわけですよ。それがどんどん溶け出してくると。そんな止まりますか？いつになったら止まるんですか、それ。それと、溶出でダイオキシンとPCBも出てます。溶出基準じゃなく含有とかね。浸透水でも出てますね。いつまで経ってもそれは分解されないですよ。いったい何年経ったら分解されるんですか。何年経ったらそれは浄化されるんでしょうか。私、今、写真持ってますけれども、廃棄物があちこちあります。焼却灰です。焼却灰があちこちにあります。それは何日か経ってくると写真ではっきりわかります。あとからまたお見せしますけれども。そういうものからダイオキシンが出てくる、そしてまたPCBもある、そんなもの、いつになったら分解されるんです？いつになったら良くなるんです？そこらへんも明らかにしていただきたい。そして対応を考えていかんと、溶出で出たから取る、出なかったから取らないと、そういう問題じゃないと思います。お答えしていただきたいと思います。

荒木室長（環境省）：ちょっと今のお話で我々もよく見えてないのですが、現実に今、さっき最初にお話しましたけれども、この区域は一体どのくらいの状態になっているのかと、地下水はどう汚染されていてどこがどのくらいの濃度になっているのかというのがあまり見えていません。それで私も最初に言いましたのは、それが共有できてないのが結構しんどい話だということです。そこで、先程言った溶出量基準でというのはもちろん公定法がありますから、それはそれでまず調査をするんでしょうけれども、先程、私が専門家とご相談をしてというのはですね、もし、本当に溶出量基準で超えてないというも

のがあって、でも鉛の基準を超えている地下水があるという現実があって、かつ、固まって埋まるところからの溶出量について公定法でやっても基準値を超過していなかったといった場合に、例えば少なくともここに鉛がこのくらい含有しているものがあるのに、溶出はしないと分析されているけれども、心配なんだけど、本当に将来にわたっても大丈夫かということがあるのであれば、これはきちっと専門家にご相談していただいてもいいと思います。それは心配であればです。ただ、私が最初にいいましたのは、やっぱり情報共有ができてないのがつらくて、今、本当にどういう状態になっているのかというのがよく見えていないということです。正直言って地下水がどのくらいのレベルに今あって、どこにどのくらいのレベルのもので、どんな項目がどのくらい検出されているのかというのはやっぱり共有しておかないと、皆さんとせっかく貴重なお時間をいただいてお話をしているのだけれども、私はピンとこないです。今本当に基準を超えている地下水がどの位の時系列で今も出ているのかというのがやっぱりないと議論はしんどいなと。やっぱりそれは皆さんもどこかで思いがあるはずなんです。やっぱり、知っている方知らない方含めて、そこはぜひ共有させてもらって、その上で、今のご心配のように、溶出量基準で超えていないのだけれども本当にここに出ている鉛の、もし地下水の基準が超えてるという心配があるのであれば、そこはご相談いただいてもいいのかもしれませんが、まず、その前に状況を知りたいというのが一つ。それからもう一つ、ダイオキシンとかPCBで含有しているものがあって、それは分解しないというのは当たり前で、それはほとんど分解しないと思います。で、封じ込めという措置はですね、それは専門家から見ても、まず、50年100年経っても溶出しないようにするために上に蓋をします。当然雨があまり染み込まないようにきちんと覆土をするなり何かをして蓋をした上で、直接摂取はしないようにする、つまり含有量の基準を超えているようなものに直接は触れないようにするけれども、地下水まではいかないようにするという封じ込めの策というのをどこかで選択をされます。ただ、そこにはずっと残ります、何年も。それはずっと管理をしなければいけないという使命を誰かが負わなければいけない。この場合、県の方は県有地化を考えておられますから、結果、そこはきちっと管理をされるというある種の覚悟を持っていただいているのだらうと思いますから、そこは消えないと思います。もし封じ込めをしまえばですね。もし金属がそこにあれば、すっかり溶出しないとしてもそこにずっと鉛がありますから。ただ、皆さんが今懸念されているのが区域の外への地下水の汚染の拡がりであるのであれば、封じ込めることもまた可能だというのも技術的に事実です。ただ、封じ込める方法として全く周りを囲まないような形で封じ込められて

いるような事案もあれば、やっぱり周りをきちんと遮水壁で囲んだ上で蓋をしないとしんどいというのもあります、事案としては。それは対策工法の中でご検討いただければいい話ですし、その区域の中の汚染のレベルによって変わります。ですから、そこはやはり選択だろうと思います。

ただ、今のお話は、ご懸念されている部分を県の方と共有するには汚染の実態を正確に共有させていただくのが大事であるということです。ちょっと最初の鉛がどうこうというのが私もピンとこないのは、データが今どういうレベルにあって、どこがどうなっているのかというのを、ぜひ共有させてもらって、その上で少しお話をさせて貰った方がいい回答になると思います。私の回答は、たぶん直接のお答えになっていないのかもしれませんが、まずそこがスタートかなと思います。

住民：それについては、県の方にも前に言いましたよね。そういうふうの出してくださいと。もうずっと経ちますよ。全然出てないですね。この前も言いましたよね。そういうの出してくださいと。環境省も言ってるでしょって言いましたよね。でも出てないですよ。それのお答えです。

だけど先程、荒木室長さんおっしゃったけど、封じ込めが可能だと、だけど、これは地下水と接しているわけですよ。流れてるわけですね。地下水まで完全に止めようと思ったらものすごい深い遮水壁しなきゃならない。そして遮水壁も完全ではない、水漏れがする。しかも何年も保たないということですよ。ということはボーリングで井戸を掘って集めなければならない。そしたら、周囲だけでも800メートルもあるんですね。何本の井戸が要るんです？そして、あんなちやちな水処理施設でね、こんなんですよ。どれだけの処理できますか？不可能ですよ、どう考えても。だから、無理でしょうって。

元々ね、そういう情報から考えても、全部どけても、元々、これは管理型処分に相当するものですよ、残るものは。本来、管理型としてのね、処分場の機能を有した処分をすべきじゃないですか。そこらへんはやっぱり環境省の方もちょっと大目に見ていただいて、混じってるけれども、移動してそこからきれいにしてきちっとしてするんだったら、そこに置いてもいいというくらいのね、そこらへんを判断をしていただけないものかなと思いますね。やはり、持って行くところもそう簡単じゃありませんし、その場所で全部現地で浄化といってもかなり難しいと思うんですよ。

やはり僕らははっきり言って残るのは反対ですよ、反対ですけども、やむなくね、管理型としてのきちっとした機能を備えてしていただけるんであればね、これはやむなしかなと思うんですけどね、今の状態でなんぼ囲い込みと言われてもね、これは納得できません、はっきり言って。不安です。だっ

て、長期的に考えたって無理じゃないですか、どう考えたって。遮水壁も無理だ、何もかも無理だと思います。すみません、長いこと。

そしてもう一つ、私、質問項目だけで20項目ほどあるんです。だから、こんな話してたらきりがありませんので、後から文書で環境省の方に送らせていただいて返事をいただくというのは可能でしょうか。

荒木室長（環境省）：お答えできる範囲で、はい。

住民：では、お願いします。長いことすみません。

荒木室長（環境省）：今のご質問に一点だけお答えしておきますと、他の事案でも封じ込めをしている事案があって、その遮水壁は相当深いです。で、技術的にできない話ではもちろんないですし、だからといって千年保つと言っているところはありませんが、5年や10年で壊れるものでもありません。遮水壁って何十年は保ちますが、それでも何百年保つものではない。ではどうしているかということ、結局封じ込めをして、ある程度区域の中でまだ汚染のものがあるんであれば、もう取り除けない状態になっているのが結構あるんです、地下水に出てしまっただけで、今のご懸念のように。それはどうしてるかというと、きちっとした水処理施設を作って、水を採ると。尚かつ、周辺に雨があまり入らないようにできるだけ上は覆土をするんですね。で、雨水がうまく流れるような溝を作って、それでもって管理をしながら水処理していく。水処理って一見楽なようですけど、これしんどい話です。当然、行政の場合はできるだけ早く水処理をしなくてもいいレベルまで区域の中の地下水が良くなるようにと祈ってるのは当たり前で、そんなの30年も40年もやっていけばそれは相当なお金がかかりますし、それは結局、お金は全部やっぱり皆さんの、あるいは国のものを含めてですけれども、コスト（税金）になりますから、当然早くやりたい。だからこそ、有害物はできるだけ除きたいと、でも除けないものはというやり方をしているのが今のこの、別に滋賀の話じゃなくて、全国の事案のやり方です。ですから、そこがやっぱり信用できないとか不安だというのはわからないでもないですが、工法としてはある。ただし、ちゃっちい水処理施設ではそれはなかなかいきませんから、やはりそれなりのきちっとしたものの、何がきちっとしているかということ、要するに揚水する水の量にきちっと対応できる水処理でないといけない。水処理施設だって30年40年保ちませんから、やっぱり10年くらい経ったらメンテをしていかなければいけない。それはそれなりのコストを払うんだけど、それでも全部を取って処理するより安いからといって他の自治体さ

んで選択しているところはやっぱり沢山あります。ただ、皆さん若干の不安を持ってのこともある。いつになったら区域の中のレベルが安定するのだろうかという若干の不安もありますけれども、そういう選択をしておられる。技術的にこれはできない話ではない。汚染のレベルによっては遮水壁をものすごく長い距離をやりますからそれなりの金額がかかりますけど、そういうやり方もある。技術的には遮水壁も我々もちょっと勉強させて貰いましたけれども、そんなちゃちいものではないですから、だからといって100年保つということはいいません。つまり100年前に遮水壁がなかったので誰も証明できない。ただ、20年30年くらいは持つよというふうには少しこれまでの過去の経験からわかっている。ただ、地震がきたらどうするのだといえればそのとおりで、それはそのとき修復するしかないんですから、もし本当に亀裂が入ったら。それはもう各自治体さんが覚悟の上での選択ですので、そこは、ご懸念のところはもう管理をする者を、自治体であろうと誰だろうとそこはもう信頼していただくしかないと思います。ただできないものでもないということだけはまずご理解の上で、これから先、対策を検討する際にご検討いただければなと思います。

室長(滋賀県): ありがとうございます。それでは他の方。

住民: の と申します。お話を伺っていると、封じ込めという方が技術的には可能であって、かなり良い対策のように聞こえるわけでございます。

この封じ込めについては、滋賀県の場合、お聞き及びのように対策委員会が終わりました県が対策委員会の答申とは別に、封じ込めの案をお出しになって、何年かの間ですね、議論をして、結局、住民が反対して、これは信頼できない、不安であると。後々まで禍根も残るだろうし、到底、内容的に安心できるものではない。これは、結論でございます。したがって、今更、室長が言われましても、ああそうですかと、封じ込めで我々ももう一度検討しますという気持ちにはなれない。これは絶対に反対だということをもまず前提に申し上げたいと思います。

いろんな議論をこの新しい環境省のご助言を元に県が対応をお考えになって、それについて現在まで繰り返し話し合いをさせていただいているわけでございますが、なかなか話がかみ合わない。いろいろ考えてみますと、我々の質問に対する県のご回答の中に、早期安定化の観点から有害物を取るという言葉がよく出てくるわけです。これは、根底に封じ込めを考えている、ということは明らかでございます。しかし、我々は先ほど申し上げましたように、封じ込めについては根本的に反対している立場でございます。

そういう点で、今回の、新しく出していただきました県の対応という対策案につきまして、できるだけ有害物を除去する。なおかつ、その有害物をできるだけ取るために探しに行くという表現を使われている。我々長年の、有害物をどけてくださいというのは、我々一番当初からの一貫したお願いでございます。やっと、長年の願いが実現するのかなあと思ったわけでございますが、中身をよく検討させていただきますと、有害物として除去すべきものは特管物相当であるとか、環境基準を超えるものはまとめて、「まとめて」というのは、隣り合うボーリング2本で同じものが出た場合に「まとめて」と判断すると。膨大な量ですよ、計算しますと。そんなものがあるはずがない。そのようなことでありまして、現実には、言葉は悪いんですが、大変失礼な言い方ですが、できるだけ有害物が見付からないような調査方法で検討するというようにしか受け取れないような中身なんです、現実には。

私共の有害物をどこまで取ればいいのかという考え方でございますけれども、県の対応に出てますように、局部的に存在するかもしれない高濃度の、つまり特管物相当の有害物を問題にするのではなく、この区域に実在する有害物の総量を問題にしていかなければいけない。その総量を効果的に減らすことによって、地下水汚染拡大の阻止ができるのではないかと。したがって、それなりの相当量の有害物を取っていただかなくては、我々が反対してきた原位置封じ込めになってしまうのではないかと。そこにギャップがあるわけですね。

そういう意味で、県と我々との話し合いで、ある程度県も我々の意見に耳を傾けていただきまして歩み寄りをしていただけるような雰囲気もありますけれど、現実には、根本的な目的の違いというのがありますね、なかなかこの対策についても、これからが本番のお話し合いというように私も覚悟しているわけでございます。

蛇足になりますが、先ほど室長もおっしゃいましたようにですね、30万^m³を超える不法投棄分があるわけですね。その中身が分からない。おそらく有害物もかなりあるだろう。そういうのが堆く盛り上げられている処分場跡でございますから、少々の有害物を取ったところで何の効果も私は期待できないのではないかと。それで、とにかく見つかったものは濃度の如何に関わらずすべて取る、これくらいの方針を出していただかないと、本当に我々が期待している対策にはならないんじゃないかと、そういうふうを考えているわけですね。で、我々の目的はあくまで有害物をできるだけ取って地下水の汚染を止めるということでございます。しかし、室長も言われましたように100%取ることは不可能でございます。これは我々もわかっております。しかし、どうしても取り残しというものが出てくるわけでございますが、大部分を取りますと、

地下水汚染に対してそんなに大きな影響がないというレベルまでは下げられるのではないかと、そういうふうを考えておりました、できるだけそのレベルまで有害物を取っていただきたい。こういうお願いをしているわけでございます。いろいろまだございますけど、とりあえずここで。

荒木室長（環境省）：今の最後の結論はですね、行政の側もそんなにズレがあるとは我々も感じていません。もともと封じ込めをするという単純な発想だけでいくのであれば、今の現実の中で遮水壁を打ってしまって、揚水をすればいいという選択肢ももちろんあったはずのところを、我々もいろいろとご助言をさせていただきましたけれども、やっぱり他の事案をみると、有害物を取り残したということによって、なかなか原位置封じ込めがうまくいかない事案が実はあります。これは、皆様も聞き及んでいるかもしれませんが。我々もそういう過去の経験を生かしてですね、それはできるだけ「有害物」は取った方がいいに決まっているという前提からスタートしています。だからといって100%取れるということとはとても言えるものではない、どのくらい取れるかというのは、やっぱり事案が大きいですから、そう何か言えるものではないですけども、たぶん気持ちのところ、目標はそんなにズレはない。

あとは、どれ位取れるのかという結果を見た時にどう判断されるのか。その時に私が再三言わせてもらいたいのは、とにかく現状の汚染の状況だけは共有しておいていただきたい。つまり、とにかく地下水で環境基準を超えないレベルまでなんとか落ち着かせていけば、たとえ地下水を飲んでも皆さんの健康被害はないわけですから、それが最終的な目標ですから、基準値を超過しているような地下水を区域の外に出さないというレベルまでいくというのが大前提で、そのためには、では全部取らなくてはいけないのかといえば、取れなくたってそうなり得ます。それは、量が少なければ、自然の力は大きいですから薄まります。ただ、どの位取れば薄まるのかというのは誰もわかる話ではないのですが、やっぱりお互い取れるものは取りたい。

ただ、探すという方法論自体ものすごくお金がかかります。もう皆さんご案内のとおり、ボーリング一本打てば相当かかりますし、ボーリング打つだけでは意味がなくて、測定もしなければいけない。それも理解の上で、今回、県の方も相当、県のお金を使ってやると腹を決めていただいていますから、後は有効に使って欲しい。まずはそこからスタートしていただいて、その先どのくらい取れるかということの中でご検討いただきたい。当然その際には、区域の汚染の状況だけは共有しておいてください。これがないと、この議論は絶対うまくいきません。気持ちとしてはものすごく汚染されていると思うところもあれば、現実にはそうでもないのではないかと考えていたらその

二人で議論できませんから。まずは同じ土俵の上でご議論いただきたい。

その上で、この調査でどの位見つかるか分かりませんが、できるだけ見つけにいらしてもらって、取るものは取ってもらって、その上でどうなのか、ということにたぶんなるんだろうと思います。もし、本当に取り得るのであれば、わざわざお金をかけて遮水壁を打たなくてもいいくらいきれいになったら、それはそれに越したことはないのです、県だって。遮水壁を打つ分、全部取ればそっちの方がいいはず。ただ、そこは、本当にどのくらいのものが取れて、その見込みの中でどのくらい地下水汚染の状況が改善できるのかというのはやっぱり専門家にいろいろ確認しなければいけないと思います。どの位雨水が入り込んで、どのくらいになるのか。そこはやっぱりデータがすべてですから。こうしてデータを取っていただいて、ぜひご検討いただければと思います。

室長(滋賀県): ありがとうございます。

住民: 先ほどからお話を聞いていると、これまでの処分場の実態がよくわかってなかったというような気もするんですけども、これまで、県も市も何度も調査はやってきてるんですね。ちょっと古いデータですけども、例えばホウ素が2.3倍、フッ素が5.6倍、ヒ素が9.2倍、鉛が4.8倍、ビスフェノールAが4万1000倍、ダイオキシンが14倍といったような基準超えをしてるんですけども、お訊きしたいのは、今までの分かっているデータで、水処理施設を造るとすると、私は豊島の水処理施設を見てきましたけれども、どの位の規模のどの位の予算の水処理施設が必要なんですか、今までのデータを元にする。先ほど、おもちゃのようだと言ったの、私も豊島の水処理を見てですね、RDを見てこれはおもちゃだと正直思ったんです。豊島のだけでもたしか何十億、百億ぐらいでしたっけ、かなり使った大きな処理施設を造ってますよね。今までのRDのデータから考えて、どのくらいの規模、予算の水処理施設が必要だと環境省は判断していますか。

荒木室長(環境省): 最初にお答えすれば、私もわかりません。なぜかという、まず、どれ位の量の水が出てくるのかわかりませんし、現実にどれ位の濃度かもわかりませんし、それはわかりません。

住民: これまで分かっているデータでお訊き...

荒木室長(環境省): これまで分かっているデータが曖昧でよくわからないので

す。つまり、どういう経緯で、どういう時系列で、今どういう濃度が変わってきているのかわかりませんし、そのレベルの水がどのくらいの量があるかも見えないんです。

住民：わかりました。あの水処理施設は県が改善命令でR D社に造らせたわけなんですけれども、それはたぶん根拠があるデータでこういう施設を造れと言ったわけなんですけど、それはもうあてにしない方がいいと考えた方がいいんですか。

荒木室長（環境省）：それはもう、これからどれくらいのレベルの濃度の地下水があって、見込まれるところどのくらいの水を一日処理しなければいけないのか、というのがわからないと何もいえないと思います。

住民：あの水処理施設に関しては、環境省は承認してるんですか。

荒木室長（環境省）：別に国の承認をいただいている世界ではないですから、これはむしろ県にお答えいただいてもいいと思いますけど、この法制度は、最初に申し上げますけど、別に国が何か許可をしなければできない話ではないです。

住民：改善命令の水処理施設が十分なものであるかどうかについては環境省は保証しないと。

荒木室長（環境省）：先程から申し上げているとおり、保証するもしないも別に国が判断に直接関与しているものではありませんので。

住民：今後のデータの中で、水処理施設に関しては、一から考えなくちゃいけないわけですね。

荒木室長（環境省）：だから、対策工の中で、もし仮に水処理という選択肢を採るとして、どのくらいの水を汲み上げるという計算になって、どういう仕様のものを作ったら、というのは、もちろんこれから専門家が設計をして、入札をかけたらこういう所の会社の水処理施設だったらこのくらいの初期投資と運転でというのは出てくると思いますから、それをやらないと私もお答えできない。すごく難しい世界だと思います。

住民：わかりました。対策委員会の中で、原位置封じ込め案の中の水処理施設で処理というのは、予算でいくらかというのは決まってきたわけなんです。それはかなり、曖昧なデータだというふうに考えてもいいんですね。

荒木室長（環境省）：そこはもうむしろお訊きいただいた方がいいと思います。その時、どういう判断をされた設計なのか、その時の設計がありますから。

住民：わかりました。

室長（滋賀県）：ほか、いかがでしょうか。

住民：ないなら続けていいですか。前回の県の言い分はね、かなり特措法に縛られた形での対策工案の選定ということになったんですよ。つまり、特措法は何年に切れるから、それまでに収まるような対策工でなければいけないとかね、そういうような形で、我々は説得を受けたわけなんですけれども、今後、対策を考えていくうえで、特措法の制約というもので、我々はどういうことを考えなければいけないのか。

荒木室長の話の話を聞くと、あまりそんなことは考えなくていいんだと、一番合理的な方法を、予算に関わらず、環境が良くなるような方法を考えてもらって、あとは合意を作ればいいんだというふうに聞こえるんですが、本当にそれでいいんでしょうか。

荒木室長（環境省）：正確に二つ言っておきますと、一つは代執行に対する国の支援というのは制度的に言えばですね、「現時点における生活環境保全上の支障」というのを、つまり実施計画を作る際に必ず明らかにしなければいけない。これがもし仮に、区域の外に環境基準を超えるような地下水を出さないようにしますと、こういう支障があって、目的、目標が決まるとすれば、それに向けて最も、合理的というのは経済的にも合理的ということですから、安い費用で将来見込んでやれる、これが一つの制約ですから、ある選択でこれのできるのに、その10倍も予算をかけて、というのは選択肢として我々は「うん」とは言いません、それは当然の制約です。

ただ、一つだけ従来議論として変わってきたのは、昨年11月に副大臣連れて参りましたけれども、要は、我々は、この滋賀県の事案だけじゃなくて他の事案もありますけれども、もう特措法の期限までには、今の現行の24年度末までの期限までには、たぶん措置ができないというものが見えてきましたから、それは実施計画をきちっとお作りいただいて、それで必要な期

間が決まれば、それでもって、我々は特措法の改正に向けて努力させていただきますという事は、前も副大臣もお答えしていますから、その意味では一つの制約はなくなっていると思います。

ただ、最初に言った制約は変わりませんから、そこは変わらないという前提でご議論いただきたいというところは、別に変わっているわけじゃないです。

住民：わかりました。期間的な制約ということについてはなくなっていると。

荒木室長(環境省): なくなるようにできると、やりますと、我々副大臣を含め、言わせてもらっていますから、そこはご信頼いただきたい。

住民：わかりました。それともう一つ、生活環境保全上の支障の範囲なんですけれども、対策委員会では、生活保全上の支障の範囲というのを、極めて広く取ったんだけれども、風評被害のおそれだとかね、あるいは心理的な負担だとかね、今後起こるおそれ、可能性ということだったら、いろんなことが考えられるだろうというふうにとったんだけど、実際これに対する対策をやるという、先ほど言いましたように、かなり物理的な、水の汚染だとか、崖の崩れだとか、そういうふうに限定されちゃうんですね。そのへんはどう判断したらいいんです？ 僕らは、生活保全上の支障というのはね、この運動自体も、こういう形で時間を取られること自体、かなりの生活保全上の支障になってというのが、住民の感覚としては、当然だと思うんですけど、そのへんいかがですか。

荒木室長(環境省): なかなか難しい質問ですけれども、少なくとも、お答えするとすれば、生活環境上の支障は、やっぱり目安が必要ですから、今のところ言えるのは、例えば溶出量基準を超えているような地下水が出ないように、あるいは崩落をしないように、これは他の事案もありますけれども、あるいは、例えば火災、火が出て、他に拡がらないようにと、かなり限定的にみていただくざるをえないと思います。例えば、気持ち悪いからとかですね、そういう話が支障だと言われても、そこは苦しいところです。そこは我々も、いやそれはできますよと言うつもりはありませんので、そこは議論いただかなければいけないけれども、そこは明確に出していただかないといけないと思います。

住民：今の環境省の支障は、あくまで物理的支障で考えていると、科学的、物理的な支障と...

荒木室長（環境省）：それは、だから精神的にとか、そういうことは入れていないということです。

住民：精神的、社会的な問題は入らない、物理的、科学的なものだけ。

荒木室長（環境省）：はい。

住民：もうひとつ、合理性の概念なんですけれども、合理的だってことがなければいけないんだということを、県もずっとおっしゃってた。それに対して、合理性の概念に、コミュニケーション的合理性があるだろうと私が申し上げたんです。つまり相手と了解できるかどうかと、そういうコミュニケーション的合理性というのがこの中に入ってるのかどうかというのを、県の方に常言ってただけけれども、県は答えてくれなかったんですけれども、今の環境省の考え方としては合理性概念には、コミュニケーション的合理性は入りますか。

荒木室長（環境省）：合理性というところで、コミュニケーション的合理性が入るかといえば、それは入っているとは言えないと思います。ただし、別のところで、特措法の支援を考えるときにですね、当然住民の皆さんとしっかりと話をしなければいけないと書いてあります。ですから 100%皆さんが反対しているという状態で、実施計画案を出されてもそれはね、という状態ではあります。ただ、合理的というのは、あくまでも物理・化学的に、技術的に、コスト的に必要な限度の中でという言い方をしています。ただ、問題はですね、他の事案でもそうですけれども、住民の方に 100%納得させなきゃいけない、100%賛成を得なければいけないとは言っていない。十分に説明し、十分に理解を得なきゃいけないと書いてますから、その意味ではですね、その方法論と、今言われた部分は重なっている部分もあると思いますが、ちょっとそこは、お答えしにくい部分の質問ですから、そうしか答えられません。ただ、それは、もし経済的なことと比較してどうかといえば、別の次元の問題だと、そこははっきり言っておかないと誤解が出ると思います。

住民：つまり、見切り発車ということ、我々は常におそれているわけけれども、住民側の合意がないかぎり、対策工の実施ということはある程度というふう環境省は考えていますか。

荒木室長（環境省）：その合意という制限もですね、別に 100%合意しなければできないとも書いてません。ここは微妙なところで、十分な理解を得るといことが、何かというのは、それはしんどいと思います。どのところだって、どの事案だって、未だに反対している方がいますから。では、それは合意を得たのかといえ、100%の合意は得ていないかもしれない。ただ、十分な理解を得たと判断されたから動いているってことですから、そこは最終的には行政の判断が入りますので、そこまでぎりぎり言われても、たぶん行政側も答えにくいと思いますが、私が唯一お願いしているのは、十分な説明はしてくださいと、ある程度の理解を得るといことは何かということですけど、少なくとも9割方反対しているのに、それはできないと思いますけれども、例えば7割8割が皆さんしゃあないなど、これでいくかと、一部の方が、やっぱり俺は納得できないと言ったときに、それがじゃあ、十分な理解が得られてないのかというところの判断は、これは、最後は県で判断いただく話で、私はそれで、できてないとも言わないし、100%取ってこいということを書いてませんから、そこもそこでは言いません。

住民：前は、9割の人が反対したのに県は封じ込め案を出したと、世論調査でね、そういうことがあるのでね、我々は見切り発車を常におそれているわけですけども、9割の人が反対してる状況ではありえないですね。

荒木室長（環境省）：それで実施計画案がまとまって出されるとは思ってないですから、そこは我々十分理解を求めます。

住民：総水銀が、地下水から出ましたね、280倍とかいう高濃度で、場外です。それについて、今まで県の方は自然由来やということをお願いしている。それに対して、環境省として県にどのような指導をされたんですか。どのように明らかにすると、明らかにするということは、この前、副大臣が、話し合いの時に、明らかにするようにということを環境省の方、県の職員に対して言っていましたからね。それに対して、どういう指導されたんですか。県の職員の方は、どのように後、結果を出されたんですか。

荒木室長（環境省）：先に国の方からお答えしときますと、その話が出たときに、私の方から言ったのは、これが何由来なのかという調査はできるだけしてくださいと。ですから例えば上流域、地下水がどう流れるかというのがありませんけれども、地下水の上流域があるのであれば、区域の上流でどういう実態になっているのか、それは見ていかないと原因はよくわかりませんねと。自

然由来だったら、たぶん自然由来でどっかに高濃度の地下水が検出されるところがあるはずで、区域の外へも影響があるものがあれば、それはまた別の話として考えなければいけないですね、という話をしました。

もう一つ、県の方との話の中であるのは、例えばですけども、ここは今は対策工の話はしてませんから、あえて言いませんけれども、例えば区域を仮にも封じ込めるなり、有害物を除去するという行為をした結果として、周りの総水銀のレベルが下がることあるかもしれない。もし自然由来かどうか分からないという状況の中であっても、対策をすることによって改善する可能性があるかもしれないね、という話はさせてもらっています。それは別に助言でというよりも、そういう結果論としてはあるかもしれないということです。

ですから、皆さんとある程度の話がつくのであれば、まず、その区域について、できることをやって、その結果として、仮にもし完全に封じ込めたにもかかわらず、総水銀だけは全然改善しないとなれば、それは区域の外に原因があるかもしれない。そうなればその原因追求をしていかないといけない。特に基準を超えていればですけど、もちろん世の中には自然起因でなにかしら出ることがあるかもしれないですし、だからそれが基準を超えているかどうかは別の世界ですけども、それは別に検討しないとイケないです、こういう話をさせてもらいました。そこまでです。我々の方からお話させてもらうのは。

住民：ということはね、今の状態で自然由来であるということは、逆に言えば、言うてはいけないということですね。はっきりしてない。わからないのに言わない。

荒木室長（環境省）：だから、よりわかるようにした方がいいんじゃないですかという助言はしました。

住民：だから、今までやったら、自然由来と考えているということを新聞報道でもされたみたいですが、これに対しては慎んでいただきたい、裏付けがないことは言わないで欲しい。

主席参事（滋賀県）：直近のですね、下流側の地下水の状況だけ申しあげます。これについては栗東市さんの方で調査をおこなっておられましたが、直近についてはですね、私どもと一緒に調査を行っております。その結果でございますが、水銀については検出されておられません。1番、3番、7番の井戸で

ございますけれども、去年の2回と取りまとめておりますけれども、検出されていないという状況でございます。

住民：出てるところもあるでしょ、出ないところもあるけど、出てるところもあるでしょ、

主席参事（滋賀県）：1番、3番、7番、今何月のをごらんになってらっしゃいますか。

住民：6月、今年の最新の。

住民：場内地下水で、最新の出てるじゃないですか。

主席参事（滋賀県）：場内じゃなくて...

住民：場外もですけど、場内もたくさん出てますよね。

主席参事（滋賀県）：だから、下流側の話ですから...

住民：下流の話ですけれども、場内も出てます。処分場外も280倍出たときでも、電気伝導度2000ですしね、ビスフェノールAだとか、鉛だとか、ヒ素だとか...

主席参事（滋賀県）：水銀の話ですよ。

住民：水銀ですよ、だけど一緒に出てますよね。

主席参事（滋賀県）：いえ、水銀の話で申しあげますと、過去と違って現状は数字的には出ないと理解しておりますし、また、検討委員会の中では、これはわからないというのが結論だったと思いますので。

住民：あのね、逆に言えばね、自然界であればずっと出るんじゃないですか、そうでしょ。変動するというのは、当然こういうのに起因してるからでしょ。自然界だったらずっと出ていて当たり前じゃないですか。出たり出なかったりするんですか。しかも滋賀県でそんな出てる場所はどこかあるんですか、特に栗東でどこかありますか、ないでしょ、そういういい加減なことを言わ

ないでください。

主席参事（滋賀県）：事実だけ申し上げますと、そのSSとの比較が必要だというふうに考えてます。過去のデータでは濁りの部分と一緒に出てきたということだと思いますので、そこは...

住民：そもそもね、SSが多すぎるんですよ。多いことが問題なんですよ。他の所はそんな出てません、出てるから来てるんですよ。それをね、別問題で考えてるし、いつもね、ダイオキシンの時もそうやったやないですか。5 . なんぼで出てるからそれを割ったら地表のと変わらんと、そういう説明をした。あれもまやかしですよ。20mの地下水でどうしてダイオキシン14倍も出るんですか。そのときも同じこと言ったんですよ、SSって...

主席参事（滋賀県）：もう一度お話をさせていただきたいんですが、下流の地下水でSSがそんなに高く出るような状況というのは少し考えにくいと思います。ですから、そのSS部分とのからみはもっと考えるべきだと思いますし、検討委員会においては、そういう結果もあるから、わからないという結論だったというふうに理解しております。

住民：だから処分場由来だと...

司会（滋賀県）：時間もあれですので、その辺のデータのことについては、また別の機会に説明させていただきたいと思います。せっかくの機会でございます。時間ももうちょっとありますので、どちらさまかご質問、何か。

住民：法的なことを度々聞かせていただくんですが、それは措いておいて、住民としての素直な意見としてですね、あそこは処分場じゃないんだということなんですけど、しかし、あそこは安定型処分場の跡地**入れたら駄目ですよという跡地というのは事実ですよ、廃棄物があるという。跡地であるというのは事実ですよ。ということは廃棄物があるということは、廃掃法で今後見ていくというふうに聞いているんですが、それはそれで正しいのでしょうか。

荒木室長（環境省）：廃掃法で見ていくということがわからないのですが、別に栗東市の事案に関わらず管理型処分場、安定型処分場で不適正な処理をしている事案というのは結構たくさんあります。それは、不適正な状態になって

いると、何をどの時期にどう埋めたかわからないけれどもここに不適正なものがあるという状態の中で、周りに、例えば地下水の汚染を生じさせるとか、山のように積んで崩落の危険があるとか、そういったことに対して当然、行為者に措置命令をかけます。この時点ではもうそれは処分場でも何でもなくて許可も取り消しになっている事案ですけども、ここにゴミがあるのは事実ですから。それが不法投棄であろうが、処分場であったところであろうが、それはもうそういう状態になっている中で措置命令をかけると。その結果として、残念ながら多くの事案は、行為者はもうバンザイしてしまっています。だからこそ、そこで生活環境保全上の支障の除去等の観点から本当に必要なところは行政でやらざるを得ないといって行政代執行をします。それは皆さんの税金も国の税金も投入してやるわけですから、その中でやるということ、行為者に対して、もっと前の段階で、動いている間にですね、悪いことをやっているのだからそれを「改善」しろというのとはたぶんものが違うので、廃掃法でやると言っても、今の命令自体全部廃掃法です。措置命令の後、代執行もそうです。でもさっき言った処分場だからどうこうというような段階ではないというのも、またこれもこれまでに何度も説明させていただいたとおりなので、そこは言っていることが別に 100%おかしいということじゃなくて、今そういう段階であることだけは理解しておいていただきたい。言っている意味もわかります。気持ちもわかります。皆さんもそうです。ただ状況はそうだとということなんです。

住民：はい、わかりました。それはわかるんですけどね、住民の気持ちとしては管理型ではないですよ、安定型処分場ですよということを前提で 10 年間やってきて、今のそういう思いで県の方にはお願いしているわけです。それは理解していただきたい。話し合いと言われても、安定型処分場の跡地として私ら住民は考えているということを理解していただきたい。

もうひとつ、あそこは最初の許可から比べて 3 倍に増えてるわけですね。1 割 2 割の話じゃない。3 倍に増えててそれもそのままいいのだというふうな解釈だと思うんですが、住民としては、それを全部取りなさいとは言いませんが、3 倍に増えてそのままでもいいんですよと言われてもなかなか理解できない。住民の皆さんにも自治会に持って帰ってこれで納得しなさいというのも言えない。困ってます。それでそういうの半分くらいは出していただけないでしょうかということです。ずっとここまで来ているんですね。国としてはそれはそのまま何倍であろうがそれはいいんだという助言をなさっていると理解していいわけですか。それともそういう許可容量に関しては県と直接話し、国は直接関係ないんだということなのか、そのへんのことを訊かせてい

ただきたい。

荒木室長（環境省）：一言で言うそうですね、それが良いとか悪いとか言えばですね、もっとひどい事案は不法投棄ですから。別に処分場じゃないところに勝手に埋めてしまっている事案はもっとひどいのかと、私それを比較する気にはならないのです。それはあくまでも事案の状況です。ここは処分場だから良いとか、不法投棄だからもっと悪いとかということではないと思っています。ですから、3倍もやったというのはそれはそれでとんでもない話ですから、それはとんでもない事案のひとつですし、当然、処分場じゃないまったく違うところに埋めてしまっているのはもっととんでもないかもしれません。そこを別に比較しなければいけないものだとは思っていません。当然、周辺の住民の方にとっては、全部が法に反したものとしてやられてしまってますから、当然何とかせよというのは当たり前の話ですので、そこはあまり比較をしてほしくないです。全部悪いことをしてきた事案です、今、我々が対応させてもらっているのは。だから、安定型処分場だから、管理型処分場だからとおっしゃるところの気持ちが変わらないといっているわけじゃないです。我々もだから良いとも悪いともいっているわけじゃなくて、不法投棄であれ何であれ、こうなった事案に対して、まず行政がやらなきゃいけないことは、税金を使わせていただいていますからその中でやれることというのは、周りにこれ以上汚染を拡げない、皆さんの健康被害に繋がるようなことはまず止めましょうというのがこの行政の代執行、支障の除去等の措置と我々が呼ばせていただいているものですから、まずそこをぜひ理解していただきたいなど。いやここはこうだったのだから戻せと言ったら不法投棄は全部原状回復と、求められているのは当たり前だと思います、住民から見れば。でもそれは、この代執行とか国の支援の中でできない部分もあるので、そこはご理解いただければいけないと思います。それはなぜかということ、税金を使わせてもらっているからと言わざるを得ないと思います。これは正直に言わなければいけない。ただ、だから手を抜いてやれと言っているつもりも全然ないですから。目的は何かと言ったら、例えばさっき言ったどういうのが支障でこれをどうするためにやれることをやりましょうということですので、そこはぜひご理解いただきたい。だから、不法投棄だからもっと悪いと言うつもりもないです。だから安定型処分場だからどうこうとか、管理型だからどうこうという次元じゃないということだけはぜひご理解いただきたいと思います。

住民：特措法ではできないということですね。できる方法というのは他にあ

るわけですか。

荒木室長（環境省）：行政代執行をこの廃棄物処理法の世界でやるとしたら、ご議論いただいているところが他の事案も含めて限界だと思います。もちろん皆さんがものすごく豊かで、俺が寄付してやるからじゃあやれと言ってやるのだったらそれはできるかもしれませんが、今の経済状況の中でやることというのは、やっぱり最低限皆さんに迷惑かけない状態で抑えるということを考えざるを得ない。ですから、今回の調査の結果を踏まえてどこまでやれるのかというのはぜひご議論いただければと思っています。だから特措法ではできるできないと言え、今言ったみたいに特措法はあくまでも生活環境保全上の支障の除去までです、支援できるのは。それはもうしょうがないと思います。また、行政の代執行もそれに準ずるところまでしかできない。これもしょうがないと思います。そこはご理解をいただかないと。原状回復というのが全部できるということではないです。方法はあるかと言ったら、それはもう最後は、すごく豊かなところが仮にあって、ここではいくらでもお金を使っていいよとなればそれはできるかもしれない。それしかないかもしれません。もちろん行為者にやらせるのが一番いいに決まっていますが。

住民：住民としては今の説明は納得はできないというのがありますので、そのへんを理解していただきたいなあと思います。

住民：すいません、他の方ご質問無いようでしたら、ちょっとひとつだけ…

住民：ひとついいですか。すいません、 の です。冒頭の荒木室長のお話の中で、調査の目的というのが2つあるということがありましてですね。そこで県の方にちょっと確認をしておきたいところがありまして、2番目の目的というお話の中で、現段階で、過去にやってきた周辺モニタリングの総括をすべきだろうというお話がございましたけれども、県としてはこの今日のお話を受けてですね、きちっと総括をして住民に報告するというお気持ちはあるんでしょうか。それを確認しておきたいんですけども。

部長（滋賀県）：すいません、私の方から。当然にこれさせていただきますし、ちょっと前からご指摘をいただいている、データが出てないというものもございますので、そういうものも整理をさせていただいて、全部やっぱりわかりやすい形でお示しをさせていただきたい、そのように思っています。そのうえで、やはり皆さんにこれから始まる調査も含めてですね、全体をやっぱ

り見ていただくというのが一番だろうと思いますし、あるいは、いろんな従業員の証言であるとかそういった話もですね、もう一回、私自身も今聴き取りをしたりしているんですが、こういったことも全部もう一回整理をしてお示しをさせていただこうと、そのように思っています。

住民：すいません、時間がないので。今までのいろいろお話の中でですね、私たちが除去していただきたいと本当に願っておりますのは、汚染して流れ出しているものだけじゃなくて汚染の素因ですね、素因を除去してください、そういうお願いをしているわけですが、お話を伺ってますとですね、私そんな専門家じゃないのでよくわかりませんが、水の試料はろ過して行く。ところが実際はですね、ダイオキシンにしる他の重金属等にしるですね、コロイド状の極めて微細な粒子に付いてどんどん地下水に混じって流れていくと。そういったものはですね、これは土壌の中の溶出基準との話ともかぶるわけですが、そういうものは将来永劫に溶けないものという前提でおっしゃっておられるのでしょうか。例えば土壌基準もですね、溶出基準を判断基準にしてですね、抽出されるということを何度もおっしゃっておられますけれども、含有試験でもですね、つまり溶出試験というのは短時間で溶け出したものを対象にしているわけですが、含有試験でも時間と共に溶けるものもあるんじゃないか。含有試験は絶対すべて、溶出試験以外のものは絶対に溶け出さないんだと、そういう根拠は何かございますでしょうか。

荒木室長（環境省）：まず、そういうご疑問があればですね、もちろん専門家にお訊きしていただいたらいいと思うんですけども、少なくとも今議論されているのは、地下水の中のレベルを調べるものと土とかゴミの部分を引っ張ってきて溶出量を測るものとあって、今、少なくとも例えばゴミとか土を持ってきて溶出させる方法としてはこういう方法をお示ししている、これは公定法ですけども。その範囲で、それがどのくらい確からしいかという話をですね、今の分析法が正しいかどうかの議論にも行き着いてしまう部分もありますから、我々として、その専門家ではないものからみれば、十分長期的なことも踏まえて作られたものだと思っております。思っているとはしか言えないわけですね。そこから先はもう本当に専門的な話過ぎますから。この溶出方法が一体何を、皆さんが言うところの担保をしているのかと言われるとものすごく難しい話になるかもしれません。もし、仮に含有量でかなり高いものがあると、今の公定法の溶出の分析法ではこうかもしれない。この中でこういう心配があるのだけれども、ということがあれば、それは先程言いました

ようにその検討委員会の中で素直にご質問いただければいいと思います。そこをわかるようにお答えいただける方がいれば我々の方も、例えば行政側の方も住民側の方もどこまで納得いただけるかはわからないけれども、一歩でも納得は進むのかなと思ってます。私がお答えできるのはたぶんそこまでです。そこから先はぜひ専門家にお訊きいただくしかないかなと。私は公定法を否定するような、実際、能力も専門もないわけですから、今これしかお答えできません。

住民：私どもは溶出基準であれ含有基準であれ、とりあえず基準を超えているものは有害物というふうに考えておりまして、ですから水の試験によりまして、ろ過した試料だけで分析するというのは極めて目先だけの処置じゃないかというふうに思います。先程申し上げましたようにコロイダルな状態でどんどん流れ出すと。ズレというものもできるものもあるでしょうし、溶ける時期もあるんじゃないかと、そういう意見もあります。

室長（滋賀県）：まだまだご質問ございますという状況でございますけれども、冒頭申し上げましたように、これから環境省のお三人方におかれましては東京にお戻りいただくということで電車の時間がございますので、意見交換会はこのあたりで終了とさせていただきます。会議の締めにあたりまして、部長からごあいさつ申し上げます。

部長（滋賀県）：皆さん長時間にわたりましてありがとうございます。また、荒木室長ほか環境省の皆様方には大変お忙しい中、本県に足を運んでいただきまして本当にありがとうございます。また、皆さんとはぜひこういう話し合いの機会をこれからもどんどん持たせていただいて、お互いが納得できる形で進められるようにしていきたいというふうに思っておりますので、どうか今後ともよろしく願いいたします。どうも室長ありがとうございました。

荒木室長（環境省）：すいません、これから東京に帰らせていただきます。

室長（滋賀県）：ありがとうございました。これで終了させていただきます。

以 上